

# 仙台塩釜港港湾計画書

— 改 訂 —

平成20年11月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成8年3月第22回宮城県地方港湾審議会
- ・平成8年6月港湾審議会第158回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成13年1月第23回宮城県地方港湾審議会
- ・平成15年11月第26回宮城県地方港湾審議会
- ・平成16年9月第27回宮城県地方港湾審議会
- ・平成16年11月交通政策審議会第12回港湾分科会
- ・平成17年11月第29回宮城県地方港湾審議会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画を改訂するものである。

## 目 次

I	港湾計画の方針	1
1	1 仙台塩釜港への要請	1
2	2 計画の基本方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾計画で定める機能別の計画	6
1	1 物流	6
1-1	1-1 公共埠頭計画	6
1-2	1-2 危険物取扱施設計画	10
1-3	1-3 専用埠頭計画	11
1-4	1-4 水域施設計画	11
1-5	1-5 外郭施設計画	14
1-6	1-6 臨港交通施設計画	14
2	2 交流	17
2-1	2-1 旅客船埠頭計画	17
2-2	2-2 マリーナ計画	18
3	3 環境	19
3-1	3-1 港湾環境整備施設計画	19
3-2	3-2 廃棄物処理計画	20
4	4 安全	21
4-1	4-1 大規模地震対策施設計画	21
4-2	4-2 小型船だまり計画	22

5	その他	25
5-1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能 するために必要な施設	25
5-2	船舶の物資補給等への対応	26
IV	土地造成及び土地利用計画	27
1	土地利用計画	27
2	土地造成計画	28
V	その他の事項	29
1	利用形態の見直しの検討が必要な区域	29

# I 港湾計画の方針

## 1 仙台塩釜港への要請

仙台塩釜港は、仙台湾の中央に位置しており、仙台港区と塩釜港区からなる。塩釜港区は昭和9年に、仙台港区は昭和46年にそれぞれ開港指定を受け、以来、東北地方における広域物流拠点として重要な役割を果たしており、平成13年に東北地方で初めて特定重要港湾に指定された。

今日の仙台塩釜港は、東北地方の政治、経済、文化の中心である仙台都市圏を背後に擁し、仙台港区は、北米航路や中国・韓国航路等のコンテナ船が寄港する東北地方を代表する国際貿易港であるとともに、首都圏をはじめ、北海道や中京などの主要地を結ぶ国内貨物の輸送拠点港として、また、塩釜港区は地域の海上物流拠点としての役割を果たすとともに、日本三景の一つ「特別名勝松島」の観光船基地として、仙台都市圏のみならず東北地方の生活と産業を支える重要な役割を担っている。

平成18年における港湾取扱貨物量は、東北地方の港湾の中で最も多く、約4千万トンであり、うちフェリー貨物は約1千万トン、外貿コンテナ貨物は約160万トンである。

本港を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、北米への最短の海上ルートをもつ地理的特性を活かした、米国との海上貿易の進展や中国をはじめとする東アジア地域の急速な発展に伴い、今後、これら地域とのさらなる交易の活発化が期待されている。このため、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道などの高速交通ネットワークなど、背後の交通アクセス機能の充実と併せて、増大する外貿コンテナ貨物取扱機能の一層の強化が求められている。

また、本港背後に立地する企業の産業競争力を支えるため、輸送コスト低減に向けたバルク船の大型化に対応する機能強化が必要であり、加えて、増大するユニット貨物とバルク貨物との混在解消を図る観点から既存埠頭の再編・集約化が求められている。

さらに、本港の背後圏では、近年、自動車関連産業を中心に新たな企業立地が相次いで決定するなど、産業集積が活発化しており、内貿貨物においては、自動車運搬船やRORO船等により輸送される完成自動車等のユニット貨物の増大と船舶の大型化が進展している。これにより、背後用地の狭隘化や係留施設延長の不足等が顕在化しており、内貿貨物の取扱機能の強化が求められている。

また、港内に分散する官公庁船、ポートサービス船、作業船等の集約化を図るため、既存施設を有効に活用した埠頭再編による港湾サービスの向上が求められている。

近年、環境に対する市民の意識の高まる中で、貴重な自然環境との共生を図るとともに、景観への配慮、海辺の魅力を活かした憩いの空間の創出、さらには、古くからの「みなとまち塩釜」の再生に向けた賑わい拠点の形成が求められている。

また、秩序ある海洋レジャーの推進と港湾の安全性の向上のため、港湾内に放置係留されているプレジャーボート等の適正な収容が求められている。

さらには、背後圏に政令指定都市仙台市をはじめとする仙台都市圏を抱える本港では、近い将来、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に備えて、離島を含めた住民の暮らしの安全・安心を確保するため、早期に大規模地震対策を充実・強化することが必要である。

## 2 計画の基本方針

東北経済の国際化の進展に伴い、自立的な圏域形成への貢献を目指して、「東北地方を世界に導くゲートウェイ港湾」を実現するため、平成30年代前半を目標年次として、以下の方針の下、港湾計画を改訂する。

### (1) 【物流】 外・内貿物流機能の強化と港湾機能の再編・集約化

- ① 外・内貿コンテナ貨物の増大及びコンテナ船の大型化に対応するため、外貿コンテナ機能の強化及びターミナルの拡張を図る。
- ② バルク船の大型化に対応するとともに、増大する完成自動車との混在を解消するため、バルク貨物取扱機能の強化を図る。
- ③ 内貿ユニット貨物の物流サービスの向上を図るため、既存埠頭の再編・集約化による内貿ユニットロードターミナル機能の強化を図る。
- ④ 港湾と背後地域との連絡強化を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。

### (2) 【交流】 港湾観光拠点機能の強化と臨海地域の活力再生

- ① 観光船及び離島生活航路の機能強化を図る。

### (3) 【環境】 アメニティ空間の確保と自然環境との共生

- ① 快適な港湾環境を創造するため、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の創出を図る。
- ② 浚渫土砂を適正に処分する海面処分場を確保するとともに、自然環境と共生する港づくりに取り組む。

### (4) 【安全】 安全・安心な港湾機能の充実

- ① 大規模地震発生等、災害時における物資の緊急輸送、住民の避難に供するため、大規模地震対策の強化を図る。
- ② 安全で安心なポートサービス体制を確保するとともに、漁船等の安全かつ効率的な利用を図るため、小型船だまりの再配置による

機能の強化を図る。また、港湾の安全性の向上と秩序ある海洋レジャーの推進を図るため、港内に放置されているプレジャーボートの適切な収容を図る。

以上の方針のもと、物流・交流・環境・安全の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

[仙台港区]

- ① 中野地区及び向洋地区は物流関連ゾーンとする。
- ② 中野地区の西側は、交流拠点ゾーンとする。
- ③ 中野南地区は、生産ゾーンとする。
- ④ 栄地区は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑤ 湊浜地区は、環境保全ゾーンとする。
- ⑥ 向洋地区の南側は、緑地レクリエーションゾーン及び環境保全ゾーンとする。
- ⑦ 向洋地区の東側及び栄地区の東側は、船だまり関連ゾーンとする。

[塩釜港区]

- ① 貞山地区及び東宮地区は、物流関連ゾーンとする。
- ② 港地区は、交流拠点ゾーンとする。
- ③ 港地区の北側及び東宮地区の東側は、生産ゾーンとする。
- ④ 一本松地区及び代ヶ崎地区の東側は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑤ 港地区の北側、中の島地区及び東宮地区の東側は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥ 港貞山地区、東宮地区の北側、代ヶ崎地区の北側、吉田・花浜地区、桂島石浜地区及び双観山地区は、船だまり関連ゾーンとする。



## II 港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	1,340万トン (300万トン(21万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	3,740万トン (990万トン)
	合 計	5,080万トン
船舶乗降旅客数等		130万人

### Ⅲ 港湾計画で定める機能別の計画

#### 1 物流

##### 1-1 公共埠頭計画

###### (1) 外貿コンテナ埠頭計画

埠頭用地の不足に対処するとともに、雑工業品、軽工業品等の外貿コンテナ貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

(仙台港区)

向洋地区

水深15m～ 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)

[既定計画の変更計画] TC3

水深14m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用)

[既設] TC2

水深12m 岸壁1バース 延長270m (コンテナ船用)

[既設の変更計画] TC1

埠頭用地 55ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち24ha既設、6ha工事中) [既定計画の変更計画]

既定計画

水深15m 岸壁2バース 延長700m

(コンテナ船用)

埠頭用地 55ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち18ha既設、6ha工事中)

既設

水深12m 岸壁1バース 延長270m

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

既設  
水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m  
南防波堤 1, 3 2 4 m

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

## (2) 外貿埠頭計画

船舶の大型化に対処するとともに、米穀類、製材等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

(仙台港区)

向洋地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深 1 2 m 岸壁 2 バース 延長 4 8 0 m  
水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 7 0 m  
埠頭用地 2 1 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

中野地区

水深 1 4 m 岸壁 1 バース 延長 2 8 0 m [新規計画] B2

埠頭用地 6 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

なお、これに伴い、B防波堤 2 0 0 mを撤去し、以下の施設を廃止する。

既設

高松船だまり

岸壁 水深4.5m 延長480m

泊地 水深4.5m 面積6ha

A防波堤 延長200m

(塩釜港区)

港貞山地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

貞山地区

水深9m 岸壁1バース 延長160m

[既定計画の変更計画] T-5

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深9m 岸壁2バース 延長320m

埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い、水深6.5mドルフィン1バース(専用)を撤去する。

東宮地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深9m 岸壁3バース 延長480m

埠頭用地 11ha

### (3) 内貿埠頭計画

完成自動車、砂・砂利等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

#### [公共埠頭計画]

##### (仙台港区)

###### 中野地区

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 4 4 0 m

[既設の変更計画] R11、R12

埠頭用地 1 7 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

( 既設 )  
水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 3 9 0 m

なお、これに伴い緑地 4 h a を廃止する。

##### (塩釜港区)

###### 東宮地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 9 0 m [既定計画] TG-3

埠頭用地 1 h a (荷捌施設用地) [既定計画]

## 1-2 危険物取扱施設計画

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

[危険物取扱施設計画]

(仙台港区)

栄地区

水深17m ドルフィン1バース (専用) [既定計画] TOSE

水深7.5m ドルフィン1バース (専用) [既定計画] TD1

水深7.5m ドルフィン1バース (専用)

[既設の変更計画] TOSE3

( 既設  
水深6m ドルフィン1バース (専用) )

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
水深7.5m ドルフィン2バース (専用) )

(塩釜港区)

一本松地区

以下の施設を撤去する。

水深6.5m ドルフィン2バース (専用)

### 1-3 専用埠頭計画

巡視船の係留に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

(塩釜港区)

港貞山地区

水深7m 岸壁1バース 延長130m [新規計画]

東宮地区

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
水深7m 岸壁 延長250m )

### 1-4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

1) 航路

(塩釜港区)

外港地区 外港航路 水深9m 幅員160～250m

(うち100m工事中) [既定計画の変更計画]

( 既定計画  
外港航路 水深9m 幅員160～250m )

## 2) 航路・泊地

### (仙台港区)

向洋地区	水深 1.5 m～	面積 3 h a	[既設の変更計画]
中野地区	水深 1.4 m	面積 1.6 h a	(うち 1.2 h a 既設) [既設の変更計画]
	水深 9 m	面積 2.4 h a	[既設の変更計画]

### (塩釜港区)

港地区	水深 6 m	面積 7 h a	[既定計画の変更計画]
港貞山地区	水深 7 m	面積 4 h a	[既定計画の変更計画]
貞山地区	水深 9 m	面積 3.3 h a	(うち 2.9 h a 工事中) [既定計画の変更計画]
一本松地区	水深 6.5 m	面積 1.1 h a	(うち 2 h a 既設) [既定計画の変更計画]
東宮地区	水深 5.5 m	面積 7 h a	(うち 3 h a 既設) [既定計画の変更計画]

## 3) 泊地

### (仙台港区)

向洋地区	水深 1.5 m～	面積 2 h a	(うち 2 h a 既設) [既定計画の変更計画]
中野地区	水深 1.4 m	面積 2 h a	[既設の変更計画]
	水深 9 m	面積 2 h a	[既設の変更計画]
なお、これに伴い、A防波堤 20 mを撤去する。			
栄地区	水深 7.5 m	面積 2 h a	(うち 1 h a 既設) [既定計画の変更計画]
	水深 7.5 m	面積 1 h a	[既設の変更計画]



既定計画  
 向洋地区 水深12～15m 面積44ha

既設  
 中野地区 水深12m 面積11ha  
 水深7.5～8.5m 面積32ha  
 水深4.5m 面積1ha  
 栄地区 水深6m 面積1ha

(塩釜港区)

港地区 水深6m 面積1ha [既定計画の変更計画]

港貞山地区 水深7m 面積1ha [既定計画の変更計画]

貞山地区 水深9m 面積1ha [既定計画の変更計画]

東宮地区 水深5.5m 面積1ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
 港地区 水深6～8.5m 面積8ha  
 港貞山地区 水深7.5m 面積5ha  
 貞山・東宮地区 水深9m 面積53ha  
 (うち36ha 工事中)  
 貞山・一本松地区 水深7.5m 面積16ha  
 (うち13ha 既設)  
 一本松地区 水深6.5m 面積13ha  
 (うち5ha 既設)  
 東宮地区 水深5.5～7m 面積10ha  
 (うち4ha 既設)

## 1-5 外郭施設計画

外郭施設計画を次のとおり削除する。

[外郭施設計画]

防波堤

(仙台港区)

以下の既定計画を削除する。

既定計画

向洋地区 新南防波堤 延長 1,410 m

D防波堤 延長 50 m

## 1-6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

道路

(仙台港区)

臨港道路南海岸線 [既定計画の変更計画]

起点 臨港道路南幹線

終点 向洋船だまり 2～4車線

臨港道路蒲生幹線 (既設) [既定計画の変更計画]

起点 県道塩釜亘理線

終点 臨港道路南幹線 4車線

臨港道路埠頭 6 号線 [新規計画]

起点 臨港道路中央埠頭線

終点 臨港道路埠頭 5 号線 4 車線

なお、これに伴い緑地 1 h a を廃止する。

臨港道路埠頭 4 号線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路中央幹線

終点 臨港道路中央埠頭線 4 車線

臨港道路埠頭 5 号線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路中野幹線

終点 臨港道路埠頭 6 号線 4 車線

臨港道路中央幹線 区間 B [既定計画]

起点 臨港道路埠頭 1 号線

終点 中野地区公共埠頭 4 車線

臨港道路湊浜線 [新規計画]

起点 町道パシフィックライン

終点 栄船だまり 2 車線

なお、これに伴い緑地 1 h a を廃止する。

既定計画

臨港道路南海岸線

起点 臨港道路南幹線

終点 臨港道路蒲生幹線 4 車線

臨港道路蒲生幹線

起点 県道塩釜亘理線

終点 向洋地区小型船だまり 4 車線

既設

臨港道路埠頭 4 号線

起点 臨港道路中央幹線

終点 臨港道路埠頭 5 号線 4 車線

臨港道路埠頭 5 号線

起点 臨港道路中野幹線

終点 臨港道路埠頭 4 号線 4 車線

(塩釜港区)

臨港道路小友線 [新規計画]

起点 県道塩釜七ヶ浜多賀城線

終点 東宮船だまり 2 車線

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路人工島幹線

起点 臨港道路東宮中央幹線

終点 東宮地区マリーナ 2 車線

臨港道路人工島 1 号線

起点 臨港道路人工島幹線

終点 臨港道路人工島幹線 2 車線

臨港道路吉田・花刈浜線

起点 県道塩釜七ヶ浜多賀城線

終点 吉田・花刈浜小型船だまり 2 車線

## 2 交流

### 2-1 旅客船埠頭計画

観光船及び離島への連絡船等のため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

[旅客船埠頭計画]

(塩釜港区)

港地区

小型栈橋 4基 (公共) [既定計画]

物揚場 水深4m 延長140m (公共) [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地) [既定計画の変更計画]

既定計画

物揚場 水深4m 延長220m (公共)

埠頭用地 1ha (旅客施設用地)

## 2-2 マリーナ計画

マリーナ計画を次のとおり削除する。

[マリーナ計画]

(塩釜港区)

東宮地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

航 路 水深 3 m 幅員 6 0 m

泊 地 水深 3 m 面積 5 h a

小型栈橋 6 基

船揚場 延長 2 0 m

交流厚生用地 3 h a

### 3 環境

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

(仙台港区)

向洋地区 緑地 10ha (うち3ha 既設)

[既定計画の変更計画]

(既定計画  
向洋地区 緑地 13ha (うち3ha 既設))

中野地区 緑地 1ha [新規計画]

中野南地区 緑地 7ha [新規計画]

(塩釜港区)

以下の既定計画を削除する。

(既定計画  
港地区 緑地 1ha  
東宮地区 緑地 3ha)

### 3-2 廃棄物処理計画

廃棄物の処分用地を確保するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

(仙台港区)

浚渫土砂等 3 1 0 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

向洋地区 海面処分・活用用地 1 9 h a [新規計画]

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地 1 7 h a 、交通機能用地 2 h a として土地利用を図る。

(塩釜港区)

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
東宮地区 海面処分・活用用地 2 1 h a )



## 4 安全

### 4-1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

#### [大規模地震対策施設計画]

(仙台港区)

中野地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [新規計画]

道路

臨港道路中央幹線（うち区間 A 既設） [既定計画]

起点 臨港道路中野幹線 終点 中野地区公共埠頭 4 車線

(塩釜港区)

港地区

水深 4 m 物揚場 延長 140 m [既定計画の変更計画]

（ 既定計画  
水深 4 m 物揚場 延長 135 m ）

貞山地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 160 m [新規計画]

港貞山地区

以下の既定計画を削除する。

（ 既定計画  
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m ）

## 4-2 小型船だまり計画

官公庁船、ポートサービス船、漁船等の集約化及びプレジャーボート等の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

### [小型船だまり計画]

(仙台港区)

向洋地区

向洋船だまり

防波堤 延長 1 6 0 m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 3 2 5 m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

〔	既定計画	
	防波堤	延長 2 1 0 m
	物揚場	水深 3 m 延長 3 5 0 m
	埠頭用地	2 h a

栄地区

栄船だまり

防波堤 延長 4 2 0 m [新規計画]

岸壁 水深 5 m 延長 2 9 0 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [新規計画]

(塩釜港区)

中の島地区

物揚場 水深 1.5 m 延長 538 m [新規計画]

東宮地区

東宮船だまり

航路 水深 3 m 幅員 30 m [新規計画]

泊地 水深 3 m 面積 6 ha [新規計画]

防波堤 延長 300 m [新規計画]

小型栈橋 7 基 [新規計画]

物揚場 水深 3 m 延長 20 m [新規計画]

船揚場 延長 10 m [新規計画]

埠頭用地 2 ha [新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

( 既設  
船揚場 延長 31 m )

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
人工島船だまり  
泊地 水深 5 m 面積 2 ha  
岸壁 水深 5 m 延長 245 m  
小型栈橋 2 基  
埠頭用地 2 ha  
東宮浜船だまり  
防波堤 160 m 撤去 )

代ヶ崎地区

谷地船だまり

物揚場 水深 1.5 m 延長 72 m [既定計画]

なお、これに伴い、船揚場 70 m を撤去する。

吉田・花渚浜地区

吉田・花渚浜船だまり

以下の既定計画を削除する。

既定計画

防波堤 延長 220 m

小型栈橋 1 基

物揚場 水深 1.5 m 延長 515 m

船揚場 延長 10 m

埠頭用地 2 h a

## 5 その他

### 5-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

(仙台港区)

向洋地区

水深 15 m ～ 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)  
[新規計画] TC3

水深 15 m ～ 航路・泊地 面積 3 ha [新規計画]

水深 15 m ～ 泊地 面積 1 ha [新規計画]

臨港道路南海岸線 [新規計画]

起点 臨港道路南幹線 終点 向洋船だまり 2～4車線

中野地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [新規計画] B2

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 440 m [新規計画] R11、R12

水深 14 m 航路・泊地 面積 5 ha [新規計画]

水深 9 m 航路・泊地 面積 24 ha [新規計画]

水深 14 m 泊地 面積 2 ha [新規計画]

水深 9 m 泊地 面積 2 ha [新規計画]

## 5-2 船舶の物資補給等への対応

貨物船、官公庁船及び作業船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

### [物資補給等のための施設]

#### (塩釜港区)

##### 港地区

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 200 m

水深 4.5 m 岸壁 4 バース 延長 240 m

##### 港貞山地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

水深 4.5 m 岸壁 4 バース 延長 324 m

## IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画及び土地造成計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

単位：h a

用途		埠頭	港湾	交流	工業	交通	危険物	緑地	合計
地区名		用地	関連用地	厚生用地	用地	機能用地	取扱施設用地		
仙 台 港 区	向洋	(56) 56	(17) 17			(8) 8		(10) 10	(90) 90
	中野	(56) 56	(62) 62	(8) 8		(24) 24		(11) 11	(160) 160
	中野南				(190) 190	(9) 9		(7) 7	(207) 207
	栄	(1) 1	(7) 7		(212) 212	(6) 6			(225) 225
	湊浜					(1) 1		7	(1) 7
	計	(112) 112	(86) 86	(8) 8	(402) 402	(47) 47		(28) 35	(683) 689
塩 釜 港 区	港	(3) 3	(5) 5		(10) 10	(3) 3		(4) 4	(24) 25
	港貞山	(5) 5	(1) 1		(1) 1	(1) 1			(7) 7
	貞山	(12) 12				(1) 1	(6) 6		(19) 19
	中の島	(1) 1						(2) 2	(3) 3
	一本松					(5) 5	(22) 22	(4) 4	(31) 31
	東宮	(7) 7			(14) 14	(7) 7		(2) 2	(30) 30
	代ヶ崎	(1) 1			(35) 35				(36) 36
	吉田・花渚浜	(1) 1				(1) 1			(1) 1
	計	(29) 29	(5) 5		(60) 60	(16) 16	(28) 28	(11) 12	(150) 150
合計	(141) 141	(91) 91	(8) 8	(462) 462	(63) 63	(28) 28	(40) 47	(833) 840	

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名		埠 頭	港 湾	交 流	工 業	交 通	危 険 物	緑 地	合 計
		用 地	関 連 用 地	厚 生 用 地	用 地	機 能 用 地	取 扱 施 設 用 地		
仙 台 港 区	向 洋	(21) 21	(17) 17			(4) 4			(42) 42
	中 野	(6) 6							(6) 6
	栄	(1) 1							(1) 1
	計	(28) 28	(17) 17			(4) 4			(49) 49
塩 釜 港 区	港	(1) 1							(1) 1
	貞 山	(1) 1							(1) 1
	東 宮	(2) 2							(2) 2
	計	(3) 3							(3) 3
合 計		(31) 31	(17) 17			(4) 4			(52) 52

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



## V その他の事項

### 1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

塩釜港区の港地区においては、土地利用の見直しが必要であり、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

(塩釜港区)

塩釜港区の港地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。